

R05 熊情審第 000052-1 号
令和 6 年 1 月 1 6 日

熊取町長 藤原 敏司 様

熊取町情報公開審査会
会長 西野 弘一

答申書

情報公開条例（平成 10 年条例第 28 号。以下「条例」という。）第 17 条の規定により、熊取町長から諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

熊取町長は、令和 4 年 1 2 月 7 日付 4 熊総第 3 4 2 8 号、第 3 4 2 9 号及び第 3 4 3 0 号により行った情報不存在決定処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、条例第 5 条第 1 項の規定により、令和 4 年 1 1 月 2 9 日に、熊取町長に対し、次の本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- ・ 変更年月日が令和 2 年 1 0 月 1 9 日である個人情報取扱事務登録簿（個人情報取扱事務の名称が町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務）について、変更した内容を一般の縦覧に供す際の個人情報保護規則第 5 条に規定する「縦覧の告示」に相当する情報
- ・ 登録年月日が平成 3 0 年 4 月 1 日である個人情報取扱事務登録簿（個人情報取扱事務の名称が町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務）を一般の縦覧に供す際の個人情報保護規則第 5 条に規定する「縦覧の告示」に相当する情報
- ・ 個人情報保護条例制定当時に個人情報保護規則第 5 条に規定する告示を行った情報

2 本件処分

熊取町長は、本件公開請求に対し、条例第 11 条の規定により本件処分を行い、令和 4 年 1 2 月 7 日付 4 熊総第 3 4 2 8 号、第 3 4 2 9 号及び第 3 4 3 0 号で審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和 4 年 1 2 月 1 5 日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）により、熊取町長に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す及び条例に規定する公開請求に対する決定等を改めて行うとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人は、以下の理由から、情報公開を請求した文書（以下、「当該文書」という。）は存在すると考え、本件処分を取り消し、改めて公開の決定を求めるといふものである。

当該文書は、令和4年2月15日付け3熊保育第2759号（以下「3熊保育第2759号」という。）において、熊取町自身が作成したことを認めている。

また、当該文書は、個人情報保護規則が制定された平成10年度又は平成11年度に作成され、告示されたものであると推測され、文書取扱規程の規定により告示に関する重要なものは永年保存であることから、現在も存在するものと考えられる。

3 熊取町長の弁明に対する反論

（1）第3428号、第3429号に対する理由についての意見

情報公開を求めた情報とは違う情報に対して、熊取町は情報不存在通知を発信した。（審査請求人が公開を求めた情報は、熊取町が言う「都度の告示」をした告示文書ではなく、「個人情報保護規則第5条に規定する「縦覧の告示」に相当する情報である。）

3熊保育第2759号に「都度の告示を行っていない」と記載されているにもかかわらず、「都度の告示を行った情報」の公開を請求しようとしているということであれば、審査請求人の矛盾点について町職員は指摘すべきであろうが、そのような指摘はなかった。また、情報公開条例第10条第2項に規定する補正の要求や補正の参考となる情報の提供も審査請求人は受けていない。

さらに、令和3年12月17日付け3熊広第558号、第559号において町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務の個人情報取扱事務登録簿について、個人情報保護規則第5条に規定する告示をしていないことは、すでに審査請求人が行った情報公開請求で明らかとなっており、同じ内容の情報公開請求を審査請求人が再度行おうとしているとの指摘もなかった。

（2）第3430号に対する理由に対する意見

3熊保育第2759号において、熊取町は「条例制定当時に告示を行っている」と主張しており、3熊保育第2759号を作成した時点では、条例制定当時の告示を熊取町は確認していたことを示す。また、令和4年12月28日付け4熊総第3479号において、「熊取町規程のうち、熊取町長または町職員が規程に規定された事務を適切に実施していないもの」は存在しないと認めており、文書取扱規程に規定された事務は適切に実施していることから、永年保存である条例制定当時に行った告示文書が存在しないはずがない。

第4 熊取町長の主張

熊取町長が、情報不存在決定通知書、諮問書及び審査請求に対する理由説明書によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

以下のとおり、妥当であるとの裁決を求める。

2 審査請求に対する弁明

・第3428号、第3429号

第3428号及び第3429号で審査請求人が請求した情報については、3熊保育第2759号の理由説明書でも述べているとおり、個人情報保護規則第5条の規定による都度の告示は行っていないことから、存在しえないものである。

・第3430号

第3430号で審査請求人が請求した情報について、審査請求人が請求する情報について保存されていると考えられうる場所を確認したが発見されなかったこと。また、規則が施行された年（平成11年）の告示台帳には、当該告示に対する付番がなされた記録は確認できなかった。よって、情報不存在の決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、条例第1条で定めるように、住民の知る権利の保障と公正で開かれた町政を推進するとともに、町の住民に対する説明責任を果たすことにより、住民と町との信頼関係を深め、もって地方自治の本旨に即した住民主体の町政を実現することを目的とする。

したがって、条例の解釈及び運用は、条例第3条で明記するように、情報の公開を請求する住民の権利を十分保障する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、条例第6条及び第7条において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、熊取町長の公開義務を免除している。もちろん、この条例第6条及び第7条が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する住民の権利を十分尊重する見地から、公開するか否かの判断を厳正にしなければならない。

なお、当審査会は、熊取町長が行った事務が適切であるか否かを判断するところではない。

2 争点について

審査請求人は、公開請求した情報は熊取町自身が作成したことを認め、また当該文書が文書取扱規程の規程により永年保存となっていることから、当該情報は存在していると主張している。

一方、熊取町長は、3熊保育第2759号でも述べているとおり、都度の告示は行っていないため審査請求人が公開請求した情報は存在し得ないこと、個人情報保護条例制定当時個人情報保護規則第5条に規定する告示を行った情報については、当該情報が保存されていると考えられうる場所を確認したが発見されず、また、個人情報保護規則が制定された年（平成11

年)の告示台帳には、当該告示に対する付番がなされた記録が確認できなかったこと、以上の理由から当該情報は存在しないと主張している。

以上の点から、熊取町長が3熊保育2759号で行ったとする条例制定当時の告示を行った情報が存在するか否かが争点である。

3 本件処分の妥当性について

本件対象文書は、町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務に係る個人情報取扱事務登録簿を作成した際、変更した際における縦覧の告示に相当する文書及び個人情報保護条例制定当時における個人情報取扱事務登録簿の縦覧の告示を行った文書である。

熊取町長は、3熊保育第2759号において、「個人情報保護規則第5条の規定の告示」について、変更の告示は不要と考え行っていないこと、また、条例制定当時の告示を行ったとしているものの、その上で保存していると考えられうる場所等を確認したが発見されなかった旨主張している。

審査請求人は告示文書ではなく、告示に相当する文書の公開を求めたものであり、情報公開を求めた情報と異なる情報をもって熊取町長が不存在決定をした旨主張するが、相当するものとして台帳を含む告示に関する文書を確認したことは妥当であり、相当する文書という請求の記載をもって異なる情報であると認めることはできない。

以上のことから、公開すべき情報を告示文書、告示台帳とし確認を行ったが、文書の存在、また、告示台帳への記載共に確認できないことから、不存在決定とした本件処分は、妥当である。

なお、審査請求人は、「令和4年12月28日付けで熊取町長が行った情報不存在決定(4熊総第3480号)に対する審査請求」に係る意見書において、「個人情報保護規則第5条に規定の告示に関する文書を熊取町は保有していない。」と述べており、本件審査請求における主張と異なる主張を展開していると認められる。

4 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年 1月 6日 諮問書の受理
- ② 令和5年 1月27日 理由説明書の写しを受理
- ③ 令和5年 2月27日 審査請求人から意見書の受理
- ④ 令和5年 8月28日 審議(審査請求人、熊取町長の口頭意見陳述)
- ⑤ 令和6年 1月16日 熊取町長へ答申

第7 審査会委員

熊取町長の諮問を受けて審査を行った審査会委員は、以下のとおりである。

| 氏 名 | 役 職 名 | 備 考 |
|-------|-------|-----|
| 西野 弘一 | 弁護士 | 会長 |
| 清弘 正子 | 大学准教授 | 副会長 |

| | | |
|-------|-------|--|
| 橋本 匡弘 | 弁護士 | |
| 片山 直子 | 大学教授 | |
| 松本 淳 | 大学院教授 | |